

1-1-4

役員及び評議員の報酬ならび に費用に関する規程

社会福祉法人 三栄会

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人三栄会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬等)

第3条 法人は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、職員（理事長あるいは事務局長を除く。）を兼ねる常勤役員には報酬は支給しない。

- 2 常勤役員の月額報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、本規程別紙6の報酬表より、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。
- 3 常勤役員の報酬に関する支給日、支給方法等の詳細については法人給与規則及び給与規程に準じるものとする。また、その通勤の実態に応じ、法人給与規程による職員の通勤手当の支給基準に準じて通勤手当を支給することができる。
- 4 前項の場合において、所得税、市民税、県民税及び社会保険料は、各法令の規定に基づき控除するものとし、控除することについて本人から申出のあった会費、立替金、積立金及び貸付金等は、毎月の報酬から控除する。
- 5 常勤役員の退任にあたっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(評議員及び非常勤役員の報酬等)

第4条 評議員が、評議員会等法人の会議に出席する場合は、定款第8条を超えない範囲で、一日又は会議一回の参加につき、その都度別表第1により報酬を支払う。

- 2 非常勤役員は原則無報酬とする。ただし、理事会等法人の会議に出席する場合は、定款21条に基づき、一日または会議一回の参加につき、その都度理事の場合は別表2、監事の場合は別表3により報酬を支払うことができる。
- 3 同一日に複数の会議等に出席した場合は、一日つき1回分を限度とする。

(諸費用の支払い)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項の請求に係る規定は、通勤手当には適用しない。

3 役員及び評議員がその職務の遂行にあたって出張を行う場合の報酬・費用は、別表3に従って支払うものとする。

(退職慰労金)

第6条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。以下に同じ。）した場合に支給するものとし死亡により退任したものについては、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は次により算出する。ただし、10,000万円を限度として理事長が理事会の承認を得て決定する。

最終報酬月額×常勤役員在任年数×功績倍率

なお、功績倍率については、理事長3.0倍、その他の理事1.0倍とし、前文の限度額を超えない範囲とする。

3 計算において、在任年数に1年未満の端数があるときは月割り計算とする。ただし、1カ月未満は1カ月に切り上げる。

4 在任中、特に功労があった者には、本条第2項により算定した金額の30%を超えない範囲で退職慰労金を加算して支給することができる。ただし、この場合においても、本条第2項に規定した限度額の範囲内で支給するものとする。

5 死亡役員の遺族に対しては、役員退職慰労金とは別に、理事会の決議を経て弔慰金を支給することができる。

(公表)

第7条 法人は、この規則をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月23日から施行する。

別表 1 (評議員の報酬)

名 称	報 酬
評議員会出席	10,000 円 (源泉所得税控除後)
評議員会以外で業務に対する報酬	10,000 円 (源泉所得税控除後)

別表 2 (理事の報酬 (非常勤の場合))

名 称	報 酬
理事会出席	10,000 円 (源泉所得税控除後)
理事会以外で業務に対する報酬	10,000 円 (源泉所得税控除後)

別表 3 (監事の報酬 (非常勤の場合))

名 称	報 酬
理事会出席	10,000 円 (源泉所得税控除後)
理事会以外で業務に対する報酬	10,000 円 (源泉所得税控除後)
監事監査指導報酬	10,000 円 (源泉所得税控除後)

別表 4 (評議員選任解任委員の報酬 (事務局員を除く))

名 称	報 酬
評議員選任・解任委員会出席	10,000 円 (源泉所得税控除後)

別表 5 (出張時の取り扱い)

旅 費	宿 泊 費	報 酬 1 日	そ の 他
実 費	旅費規定に準じる	20,000 円	実 費

別表 6 (常勤役員報酬表)

(単位：円)

	月 額		月 額
1号俸	500,000	16号俸	1,150,000
2号俸	540,000	17号俸	1,200,000
3号俸	580,000	18号俸	1,250,000
4号俸	620,000	19号俸	1,300,000
5号俸	660,000	20号俸	1,350,000
6号俸	700,000	21号俸	1,400,000
7号俸	740,000	22号俸	1,500,000
8号俸	780,000	23号俸	1,600,000
9号俸	820,000	24号俸	1,700,000
10号俸	860,000	25号俸	1,800,000
11号俸	900,000	26号俸	1,900,000
12号俸	950,000	27号俸	2,000,000
13号俸	1,000,000	28号俸	2,100,000
14号俸	1,050,000	29号俸	2,200,000
15号俸	1,100,000	30号俸	2,300,000

役員及び評議員の報酬ならびに費用に関する規程の一部改正に伴う 新旧対比表

改正前	改正後
<p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。</p> <p>(6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。</p> <p>第3条 法人は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、職員（理事長あるいは事務局長を除く。）を兼ねる常勤役員には報酬は支給しない。</p> <p>2 常勤役員の月額報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、本規程別紙4の報酬表より、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。</p> <p>第4条 評議員が、評議員会等法人の会議に出席する場合は、定款第8条を超えない範囲で、一日又は会議一回の参加につき、その都度別表第1により報酬を支払う。</p> <p>2 非常勤役員は原則無報酬とする。ただし、理事会等法人の会議に出席する場合は、定款21条に基づき、一日または会議一回の参加につき、その都度別表2により報酬を支払うことができる。</p>	<p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。</p> <p>(6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。</p> <p>(7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。</p> <p>第3条 法人は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、職員（理事長あるいは事務局長を除く。）を兼ねる常勤役員には報酬は支給しない。</p> <p>2 常勤役員の月額報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、本規程別紙6の報酬表より、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。</p> <p>第4条 評議員が、評議員会等法人の会議に出席する場合は、定款第8条を超えない範囲で、一日又は会議一回の参加につき、その都度別表第1により報酬を支払う。</p> <p>2 非常勤役員は原則無報酬とする。ただし、理事会等法人の会議に出席する場合は、定款21条に基づき、一日または会議一回の参加につき、その都度別表2、監事の場合は別表3により報酬を支払うことができる。</p> <p>3 同一日に複数の会議等に出席した場合は、一日につき1回分を限度とする。</p>

改正前				改正後			
<p>第6条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。以下に同じ。）した場合に支給するものとし死亡により退任したものについては、その法定相続人に支払うものとする。</p> <p>2 常勤役員に対する退職慰労金は次により算出する。ただし、3,000万円を限度として理事長が理事会の承認を得て決定する。</p> <p>最終報酬月額×常勤役員在任年数×功績倍率</p> <p>なお、功績倍率については、理事長3.0倍、その他の理事1.0倍とし、前文の限度額を超えない範囲とする。</p>				<p>第6条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。以下に同じ。）した場合に支給するものとし死亡により退任したものについては、その法定相続人に支払うものとする。</p> <p>2 常勤役員に対する退職慰労金は次により算出する。ただし、10,000万円を限度として理事長が理事会の承認を得て決定する。</p> <p>最終報酬月額×常勤役員在任年数×功績倍率</p> <p>なお、功績倍率については、理事長3.0倍、その他の理事1.0倍とし、前文の限度額を超えない範囲とする。</p>			
別表2 （非常勤役員の報酬）				別表2 （理事の報酬（非常勤の場合））			
名 称		報 酬		名 称		報 酬	
理事会出席		10,000円（源泉所得税控除後）		理事会出席		10,000円（源泉所得税控除後）	
理事会以外で業務に対する報酬		10,000円（源泉所得税控除後）		理事会以外で業務に対する報酬		10,000円（源泉所得税控除後）	
監事監査指導報酬		10,000円（源泉所得税控除後）					
別表3 （出張時の取り扱い）				別表3 （監事の報酬（非常勤の場合））			
旅 費		宿泊費		名 称		報 酬	
実 費		旅費規定に準じる		理事会出席		10,000円（源泉所得税控除後）	
報酬1日		20,000円		理事会以外で業務に対する報酬		10,000円（源泉所得税控除後）	
そ の 他		実 費		監事監査指導報酬		10,000円（源泉所得税控除後）	
別表4 （常勤役員報酬表）				別表4 （評議員選任解任委員の報酬（事務局員を除く））			
名 称		報 酬		名 称		報 酬	
評議員選任・解任委員会出席		10,000円（源泉所得税控除後）					
別表5 （出張時の取り扱い）				別表5 （常勤役員報酬表）			
旅 費		宿泊費		名 称		報 酬	
実 費		旅費規定に準じる		理事会出席		10,000円（源泉所得税控除後）	
報酬1日		20,000円		理事会以外で業務に対する報酬		10,000円（源泉所得税控除後）	
そ の 他		実 費		監事監査指導報酬		10,000円（源泉所得税控除後）	